

海士町しごとづくり企業版再生可能エネルギー補助金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 海士町しごとづくり企業版再生可能エネルギー補助金事務取扱要領については、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号（以下「規則」という））に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「海士町ならではの「活力あるしごと」を生み出すプロジェクト」の事業目的に合致し、本町へ寄せられたふるさとづくり寄附金等をもとに、再生可能エネルギー事業を通して、電力の地域内経済循環率の向上を図ることを目的とする。

(補助金の対象者)

第3条 この補助金の対象者は、本補助金の交付申請時点において、海士町内で事業を営む法人であること。

(補助金の対象経費並びに算定方法)

第4条 補助金の対象経費並びに補助率については、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第6条 補助事業者は、補助事業費に変更が生じたときは変更交付申請書（様式第2号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、交付申請のあった補助金について、予算の範囲内において必要と認める額を交付申請者に交付する。町長は、前項の額を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）を交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付請求は、補助金の交付決定がなされた後、補助金交付請求書（様式第3号）により請求する。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付については、事業完了後に交付することを原則とするが、町長が必要と認めた場合は概算払いができるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了後30日以内または事業実施年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後3年間保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項については、町長の判断によりその是非を決定するものとする。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
再生可能エネルギー事業を通して、電力の地域内経済循環率の向上を図る事業	再生可能エネルギー事業を通して、電力の地域内経済循環率の向上に取り組む事業で、必要とされる経費	定額	予算の範囲内

(様式第1号)

令和 年 月 日

海士町長 大江 和彦様

住所 ○○○○○○○○○○○

法人名 ○○○○○○○○○

代表者名 ○○○○○○○○

補助金交付申請書

海士町補助金交付規則により、下記のとおり交付願いたく申請します。

記

補助事業の名称 海士町しごとづくり企業版再生可能エネルギー補助金事業

補助金交付申請額 金○○○, ○○○, ○○○円

添付書類

1. 事業実施計画書

(様式第2号)

年 月 日

海士町長 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇〇〇

補助金変更交付申請書

海士町補助金交付規則により、下記のとおり変更交付願いたく申請します。

記

補助事業の名称 海士町しごとづくり企業版再生可能エネルギー補助金事業

補助金交付申請額 ()
金 円

添付書類

1. 事業変更実施計画書

(様式第3号)

請 求 書

海士町長 様

請 求 金 額 金 円也

但し、海士町しごとづくり企業版再生可能エネルギー補助金事業として

年 月 日

請 求 者

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇 〇〇〇〇 印

(様式第4号)

年 月 日

海士町長 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇〇〇

補助金実績報告書

海士町補助金交付規則により、下記のとおり実績報告をします。

記

補助事業の名称 海士町しごとづくり企業版再生可能エネルギー補助金事業

補助金交付申請額 金 円

事業実績額 円

添付書類

1. 事業報告書

(様式第5号)

指令海交第 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

海士町長 大江 和彦

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで補助金交付申請のあった企業版ふるさと納税推進事業補助金については、海士町しごとづくり企業版再生可能エネルギー補助金事務取扱要領により下記のとおり交付決定をします。

記

補助事業の名称 海士町しごとづくり企業版再生可能エネルギー補助金事業

補助金交付決定額 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

交付条件

海士町しごとづくり企業版再生可能エネルギー補助金事務取扱要領による。

(様式第5号)

指令海交第〇号
年 月 日

〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇〇〇 様

海士町長

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、〇〇〇事業については、海士町しごとづくり企業版再生可能エネルギー補助金事務取扱要領により、年 月 日付け指令海交第〇号による交付決定通知の一部を下記のとおり変更し交付決定をします。

記

補助事業の名称 海士町しごとづくり企業版再生可能エネルギー補助金事業

補助金交付決定額 ()
金 円

交付条件

海士町しごとづくり企業版再生可能エネルギー補助金事務取扱要領による。